①　客観的事項
ア　資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
イ　建設業に従事する職員のうち希望工事種別ごとの技術職員の数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとします。）
ウ　希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高
エ　経営規模、経営状況、社会性等
②　主観的事項　平成20年10月１日から平成24年９月30日までの４年間における希望工事種別ごとの工事成績等

⑵　測量・建設コンサルタント等　４に該当しない方については、次の①から④までの項目に基づき総合点数を算出し、希望業種区分ごとで高点順に配列し、資格があると認定します。
４に該当する方については、資格がないと認定します。
①　資格審査の申請をする日の直前２事業（営業）年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
②　自己資本額
③　業種区分ごとの有資格者の数
④　営業年数

６　資格審査結果の通知　資格審査の結果は、競争参加資格認定通知書をもって郵送により通知します。

７　その他

⑴　申請に当たって必要な経営事項審査の取扱いについては、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、定期受付にあっては平成23年６月30日以降を審査基準日とするもの、随時受付にあっては申請をする日の１年７月前の日以降を審査基準日とするものとなります。さらに、平成24年７月１日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値（Ｐ）の通知を受けていることが要件となりますのでご注意ください（ただし、平成24年７月１日付けで改正される前の基準に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合を除きます。）。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた方の取扱い　競争参加資格の認定を受けた方で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた方又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた方は、再度の競争参加資格の申請を行うことができます。

⑶　インターネットを使用しての建設工事の申請ができない方　次の①から⑥までのいずれかに該当する方は、インターネットを使用して申請を行うことができません。
①　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない方
②　７⑴に掲げる通知を受けていない方
③　事業共同組合で特例計算を希望する方
④　合併会社又は合併と同等とみなし得る営業譲渡を受けた会社で、新たに申請を行う方（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除きます。）
⑤　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた方で、再度の競争参加資格の認定を受けていない方
⑥　道路清掃の登録を希望する方

⑷　インターネットを使用しての測量・建設コンサルタント等の申請ができない方　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた方で、再度の競争参加資格の認定を受けていない方

⑸　当社に申請する場合は、１都３県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）のいずれかに本社、支社又は営業所等拠点を有していることが必要です。
なお、上記に該当しない方で「政府調達に関する協定」に基づく当社発注案件に参加を希望する場合は、個別案件ごとに競争参加資格の申請を受け付けます。詳しくは入札公告等でお知らせします。

８　問い合わせ先　〒100―8930 東京都千代田区霞が関一丁目４番１号（日土地ビル８階）
首都高速道路株式会社　財務部契約課　電話番号03―3539―9315

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成24年10月24日
総務省大臣官房会計課企画官　梅田　　勉
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　15、28
⑵　借入物品等及び数量　遠隔方位測定設備等統合化装置用コンピュータ機器の借入れ　１式
２　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成24年11月26日午後５時まで
⑵　提出先　〒100―8926 東京都千代田区霞が関２－１－２　総務省大臣官房会計課契約第一係　宮下　浩平　電話03―5253―5132
３　仕様書案の交付等
⑴　交付期間　本日から平成24年11月26日まで
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
４　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 15, 28
⑵　Nature and quantity of the products to be leased : The rental for the computer equipment of DEURAS center station Integrating Unit 1 set.
⑶　Time limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 26 November 2012.
⑷　Contact point for the notice : Kohei Miyashita, Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Internal Affairs and Communications, 1―2 Kasumigaseki 2-chome Chiyoda-ku Tokyo 100―8926 Japan TEL 03―5253―5132.

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成24年10月24日
東京税関総務部長　小林　一久
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等特定役務及び数量
通関情報総合判定システム（課税業務機能・旅具業務機能）の保守（運用技術支援業務）一式
２　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成24年11月14日17時00分（郵便等の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒135－8615 東京都江東区青海２－７－11　東京港湾合同庁舎内東京税関総務部会計課用度係　竹林　英樹　電話03―3599―6236
３　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成24年10月24日から平成24年11月14日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
４　仕様書案の説明会
⑴　開催日時　平成24年11月２日11時00分
⑵　開催場所　東京港湾合同庁舎７階東京税関入札室
５　Summary
⑴　Classification of services to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and technical support of Customs Intelligent database System (function and passenger processing), 1 Set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 14 Nov 2012
⑷　Contact point for the notice : Hideki Takebayashi, Procurement Section, Accounting Division, Tokyo Customs, 2―7―11, Aomi Koto-ku 135―8615 Japan, TEL 03―3599―6236

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成24年10月24日
契約担当職
独立行政法人産業技術総合研究所
関西センター
関西研究業務推進部長　巽　　一